

広域連携物流特区の概要

◇目的 首都圏における新たな物流拠点の形成

常陸那珂港を中心とする港湾地域と北関東自動車道沿線地域等において、茨城・栃木の2県が共同で、物流拠点の形成とネットワーク化を促進し、首都圏における新たな物流拠点の形成を図る。

◇課題

- ・東京圏への一極集中による交通混雑や長距離輸送における物流の高コスト化・環境問題の深刻化
- ・グローバルな競争の進展と常陸那珂港などの利用拡大
- ・産業集積の低迷 等

■基本目標

1 港湾の国際競争力の強化

- ・輸出入・港湾手続きの簡素化等によるリードタイムの短縮・コスト低減
- ・港湾機能強化のためのインフラ整備の促進 等

2 ひたちなか地区や内陸部における産業集積の促進

- ・企業ニーズを踏まえた立地規制の緩和
- ・輸出入関連企業・物流企業等の計画的誘致 等

3 物流拠点を結ぶ利便性の高いアクセスの実現

- ・陸上輸送効率化のための規制緩和
- ・高速自動車等のインフラ整備の促進 等



◇対象区域（H19.4.1 現在） ※太字は、市町村の一部が対象区域となっている市町村

茨城県：水戸市、**日立市**、古河市、結城市、**常陸太田市**、笠間市、ひたちなか市、**常陸大宮市**、**那珂市**、筑西市、桜川市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、八千代町、境町（17市町村）

栃木県：**宇都宮市**、栃木市、佐野市、足利市、小山市、真岡市、**下野市**、二宮町、上三川町、壬生町、都賀町、岩舟町（12市町）

広域連携物流特区の全体計画

基本目標

1 港湾の
国際競争力の強化

2 ひたちなか地区や
内陸部における
産業集積の促進

3 物流拠点を結ぶ
利便性の高い
アクセスの実現

実現のための規制緩和措置等

【規制緩和措置等】

- 港湾関連手続の合理化
(ワンストップサービス・シングルウィンドウ化)
- 保税地域搬入前の貨物に対する
到着即時輸入許可制度導入
- 自動車の回送運行時における
仮ナンバー表示の柔軟化 等

- 保税蔵置場許可に係る距離基準の特例
- 大口返還財産の留保地の民間事業者
への売却、貸付
- 常陸那珂工業団地の建ぺい率の緩和
- 茨城中央工業団地の用途地域の見直し
- 工場立地法に基づく緑地面積率の緩和
- 工業団地造成事業で造成した敷地の
譲受人の範囲等の拡大
- 重量物輸送効率化事業 等

- 車両の高さ制限の緩和
- 高速道路料金割引の社会実験

【関連事業】

- ・常陸那珂港の整備促進
- ・積極的なポートセールスの展開
- ・利用しやすい港づくり
- ・港湾情報化の推進

- ・産業団地の整備促進
- ・優遇策の実施等による
輸出入関連企業や
物流企業等の計画的誘致
- ・インランドデポの利用促進

- ・北関東自動車道の早期整備
- ・国道50号の改良
- ・地域高規格道路水戸外環状道路・
茨城北部幹線道路の整備促進

効果

- 手続き負担の軽減と
コスト低減
- 流通・物流企業や製造業
の新規立地
- 陸上輸送の円滑化

【地域経済の活性化】

新規投資
雇用創出
事業機会の拡大
所得増
税収増 など

【環境負荷の低減】

●特区による規制緩和項目 ○その他の規制緩和項目 ・規制緩和以外の関連事業

首都圏における新たな物流拠点の形成